



厚生労働省北海道労働局発表  
平成 30 年 7 月 31 日

担 当	厚生労働省北海道労働局
	職業安定部訓練室
	訓練室長 奈良 隆
	訓練室長補佐 前田 泰宏
	電話：011（709）2311 内線 3642 011（738）5253（直通）

**「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します  
～8月に道内17か所に臨時相談窓口を開設します～**

ハローワークでは、児童扶養手当受給者の就職支援を行う「ひとり親就職サポート事業※<sup>1</sup>」の利用促進を図るため、地方公共団体等と連携し、児童扶養手当受給者が「現況届」を提出する8月にあわせて、地方公共団体施設内に、下記のとおり臨時相談窓口を設置します。

記

- 1 「ひとり親就職サポート事業」の内容は  
ハローワークの就職支援ナビゲーターが、担当者制や予約制により支援します。
- ① 職業相談、職業紹介、トライアル雇用求人(試行的な働き方のできる求人)のあっせん
  - ② 履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方などのアドバイス
  - ③ 子育てとの両立など、希望に添った求人情報の提供
  - ④ 就職活動方法や応募求人選定のアドバイス
  - ⑤ スキルアップのための職業訓練のあっせん ……等

2 臨時相談窓口の開設場所・日時等

安定所	開設場所 (各区役所及び市役所)	開設日(期間)	開設時間等
札幌所	あいワーク中央	8/1・7	10:00～16:30(昼休除)
	あいワーク南	8/2・8	同上
	あいワーク西	8/3・9	同上
	あいワーク手稲	8/6・10	同上
札幌東所	あいワーク白石	8/1・2・3	14:00～17:00
	あいワーク豊平	8/1・2・3	同上
	あいワーク厚別	8/7・8・9	同上
	あいワーク清田	8/7・8・9	同上
札幌北所	あいワーク東	8/1～8/31(土日休)	8:45～17:00
		※ <sup>2</sup> 札幌母連相談日 8/8・22 (14:00～16:00)	
	北区役所	8/7・14・21・28	14:00～16:00
		札幌母連相談日 8/7・14・21・28 (14:00～16:00)	

函館所	函館しごと相談コーナー (函館市役所)	8/1～8/31 (土日休)	8:45～17:00 (昼休除)
	ジョブファインかめだ (函館市亀田支所)	8/1～8/31 (土日休)	8:45～17:00 (昼休除)
旭川所	旭川市就労支援コーナー (旭川市役所)	8/1～8/31 (土日休)	8:45～17:15 (昼休除)
帯広所	帯広市役所	8/6・20・27	10:00～16:00 (昼休除)
	音更町役場 木野支所	8/28	13:30～15:30
釧路所	釧路市役所	8/1～8/10 (土日休)	10:00～14:00
	釧路町 (保健福祉センターあいぱーる)	8/27 (事前予約制) 予約はハローワーク釧路へ	9:00～16:00 (昼休除)

※<sup>1</sup>「ひとり親就職サポート事業」とは、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者の就労支援を、地方公共団体と国(ハローワーク)が一体となって実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の中の児童扶養手当受給者向け支援の愛称です。

※<sup>2</sup>「札幌母連」とは、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会の略称であり、札幌市から委託を受けて、札幌市ひとり親家庭支援センターを設置し、ハローワークと連携して就業支援を行っています。

- ・「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」は、平成 27 年度より全国で実施しています。

(参考) ひとり親就職サポート事業実績(各年度の全道実績)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支援対象者数(人)	2,424	2,473	2,241
うち就職者数	1,619	1,623	1,579

#### 【お問い合わせ先】

各ハローワーク又は北海道労働局職業安定部訓練室(電話 011-709-2311 内線 3642)

## 児童扶養手当を受給されているみなさまへ

### ☆「ひとり親就職サポート事業」へ参加しませんか？

#### ●「ひとり親就職サポート事業」とは？

- ハローワークの担当者が、マンツーマンでみなさまの就職活動を支援する制度です。
- 対象は、児童扶養手当を受給している方で、仕事が見つからない、生活に合わせた仕事を探している、条件の良い仕事に移りたいなど、就職のご希望のある方です。
- ハローワークと市町村(子ども子育て支援担当)と一緒に、みなさまの就職を支援します。  
担当者制・予約制でお待たせせず、安心して相談できます！

#### ●支援期間は？

支援を開始した日から原則3～6ヵ月間です。

#### ●支援の内容は？

- ① ハローワークの就職支援ナビゲーターによる担当者制や予約制による職業相談、職業紹介、トライアル雇用（試行的な働き方のできる）求人へのあっせん
- ② 就職活動方法のアドバイス、不安などの解消
- ③ 履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方などのアドバイス
- ④ 子育てとの両立など、ご希望に添った求人情報の提供
- ⑤ 応募求人選定にあたっての助言
- ⑥ 応募が不調に終わった場合の分析と今後の対応のご相談
- ⑦ スキルアップのための職業訓練のあっせん . . . などです。

#### ●参加の方法は？

- ① 参加を希望される方は、ハローワークに連絡してください。
- ② ハローワークに来所いただき、就職の希望条件や就職する上で支障になること等をくわしくお聞きし、支援内容をご相談して、事業参加を決定します。
- ③ 事業参加が決定すると、ハローワークの職業相談日時を予約して、就職支援を開始します。

なお、「ひとり親就職サポート事業」は、ハローワークと市町村（子ども子育て支援担当）が連携して実施します。このため、参加される方の支援を進めるうえで必要な範囲の情報を市町村とハローワークが共有する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご連絡、ご照会は、お住まいの地域を管轄するハローワークへ

ハローワークの管轄地域、所在地、連絡先は、北海道労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>) をご覧ください

# 自立支援プログラムと生活保護受給者等就労自立支援事業(ひとり親就職サポート事業) 資料2

福祉事務所等（市町村）では、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援を行うとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、アフターケアを実施、⑥就労支援についてはハローワークに支援要請。

ハローワークでは、就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業（ひとり親就職サポート事業）を実施。

